

各管区警察局公（保）安部交通課長
警視庁交通部交通捜査課長
各道府県警察本部交通部長
各方面本部交通課長

殿

事務連絡
平成11年12月1日
警察庁交通局交通指導課理事官

交通事故捜査に関して柔道整復師作成に係る証明書の提出があった場合の対応について

みだしのことについては、従来から適正な対応を指示しているところであるが、これまで柔道整復師関係団体から警察庁になされた要望要旨及びこの種要望についての対応を下記のとおり整理したので、執務の参考とされたい。

記

1 柔道整復師関係団体から警察庁に対する要望要旨

- (1) 交通事故により負傷した者の打撲、捻挫等に対し柔道整復師が発行する証明書（通例、施術証明書、診断証明書等の名称を用いている。以下「施術証明書」という。）を受理されるよう願いたい。
- (2) 事件の性質上、医師の診断書が必要と認められる場合は、被害者又は施術証明書を発行する柔道整復師を介して、医師の診断書を提出されるようされたい（できるだけ柔道整復師を通じて行われるよう願いたい。）。

2 柔道整復師関係団体からの要望についての対応

- (1) 上記要望の（1）について

施術証明書の提出があった場合には、これを拒否することなく適切に取り扱うこと。

- (2) 上記要望の（2）について

医師の診断書の提出が必要な場合は、事故当事者又は被害者の家族等に連絡して提出させるようにすること。

3 資料

別添1－医師作成に係る「診断書」と柔道整復師作成に係る「施術証明書」の法的差違

別添2－柔道整復師の作成せる証明書の証拠能力（刑事局報から抜粋）

（交通捜査係 [REDACTED] ）

別添 1

医師作成に係る「診断書」と柔道整復師作成に係る「施術証明書」の法的差違

| 区分 | 医師作成に係る診断書 | 柔道整復師作成に係る証明書 |
|---------|--|--|
| 法的根拠 | <p>○医師法第19条第2項 診察若しくは検査をし、又は出産に立ち会った医師は、診断書若しく検査書又は出産証明書若しくは死産証書の交付の求めがあった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>○同上第20条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書等を交付してはならない。</p> | <p>○柔道整復師法第16条 柔道整復師は、外科的手術を行い、又は薬品を投与し、若しくはその指示をするなどの行為をしてはならない。</p> <p>○同上第17条 柔道整復師は、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術してはならない。</p> <p>※証明書に関する規定はなく、証明書の発給は事実行為として行われているもの。施術証明書、診断証明書等の名称が一般的である。</p> |
| 証拠法上の扱い | <p>被告同意</p> <p>○刑事訴訟法第326条第1項 傷害認定の証拠とされることがある。</p> <p>被告不の同意</p> <p>○刑事訴訟法第321条第4項を準用（32. 7. 25最高裁） 「医師の作成した診断書には、正規の鑑定人の作成した書面に関する刑事訴訟法第321条第4項が準用されるから、診断書の作成者が公判期日において証人として尋問を受けて、その真正に作成されたものであることを供述したときは、証拠能力を持つことになる。」</p> | <p>左 同</p> <p>※準用、類推適用の肯定判例なし。 したがって、当該柔道整復師の証言によって、傷害の実態や症状、治療行為の内容等を綿密詳細に立証し、傷害を明らかにする必要がある。</p> <p>○刑事訴訟法第321条第1項第3号 供述者が死亡、所在不明又は国外にいるなどのため公判準備又は公判期日において供述することができないなどの事情がある場合において、その供述が特に信用すべき状況の下になされたものであるときには、証拠とすることができる。</p> |

柔道整復師の作成せる証明書の証拠能力

- 問 1 柔道整復師が業務の過程において作成した証明書は、医師の作成せる診断書と証拠能力において差違はない。
- 2 傷害事件の既に治癒してしまった傷害の程度等を立証する証拠資料として、上記証明書は、診断書に比してその証明力において劣るものと思われるが、この点の救済のため検査上いかなる措置を行うべきか。
- 答 1 医師の作成した診断書は、実質的には鑑定書と異なるところはないので刑事訴訟法第321条第4項の準用規定があるとされる（最判昭32・7・25、名古屋高判昭26・3・6）が、柔道整復師の作成した証明書は、同条第1項第3号の適用がある書類であるから、両者は同一の証拠能力を有しないと解する。
- 2 上記証明書は、医師の診断書に比して、証拠能力の制限される程度が大であり、信用力、証拠価値の面において劣るため、裁判所に要証事実（傷害の程度等）について充分なる心証を与えることができないおそれがあるものであるが、既に傷害が治癒してしまった後であれば、医師の診断書を得ることができない場合も考えられるので、このような場合には、もし必要があれば、医師に鑑定を嘱託し、傷害の程度等につき鑑定せしめることも可能である。この場合、鑑定人により作成された鑑定書は刑事訴訟法第321条第4項の適用がある。